

別紙

特定地域中小企業特別資金の取扱期間の延長について

2013年3月26日
福島県
経済産業省

福島県及び経済産業省は、本年3月末まで延長していた特定地域中小企業特別資金の取扱期間について、1年再延長し、平成26年3月末まで特別資金の融資申請を受け付けることとしましたので御案内します。

経緯

福島県及び経済産業省は、平成23年6月より、中小企業基盤整備機構の高度化融資の枠組みを活用し、原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な資金、及び同年11月より、解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な資金の融資を行っております。

当融資は、本年3月末で申請受付を終了する予定でしたが、関係団体の要望も踏まえ、取扱期間を1年間延長し平成26年3月末まで融資申請を受け付けることとしました。

制度の概要（融資対象者、資金使途、限度額、期間等）については別紙『原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」制度の概要』を御参照ください。また御不明点は下記問い合わせ先まで御連絡ください。

●本プレスリリースの問い合わせ先

〈本プレスリリースに関する問い合わせ先〉

福島県商工労働部経営金融課

阿部経営金融課長

担当：半澤 三瓶 電話：024-521-7291

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課

蓮井企画課長

担当：降井 電話：03-3501-1765

〈特別貸付の申し込みに関する問い合わせ先〉

公益財団法人福島県産業振興センター

企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

電話：024-534-0948

住所：福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階

URL：www.utsukushima.net/

〈原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」制度の概要〉

1. 県内移転先での事業継続・再開向け融資

- ①対象者：警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点の区域に事業所を有していた中小企業等であって、県内の移転先において事業を継続・再開する者
- ②資金使途：県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ③融資限度：3,000万円以内
- ④融資期間：20年以内（うち据置5年以内）
- ⑤融資利率・担保：無利子・無担保
- ⑥保証人：代表者保証（法人の場合）
- ⑦繰上償還：随時可・手数料無料
- ⑧取扱期間：平成26年3月末まで随時
- ⑨申込み先：県内の商工会議所又は商工会、（公財）福島県産業振興センター

2. 解除区域等での事業継続・再開向け融資

- ①対象者：A 避難指示区域が解除された地域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する者。
B 避難指示解除準備区域に事業所を有する中小企業等で当該地域で事業を継続・再開する者又は事業再開の準備を行う者。
C 警戒区域、計画的避難区域又は居住制限区域において許可を得て事業を継続・再開する者。
D 特定避難勧奨地点に事業所を有し事業を継続・再開する者。
- ②資金使途：解除された区域等において事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ③融資限度額：限度額は以下のとおり（但し、月商の3ヶ月程度を目安とする）
 - （i）小規模事業者（常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主）にあつては、500万円以内
 - （ii）（i）以外の事業者にあつては、1,000万円以内
- ④融資期間：10年以内（うち据置2年以内）
- ⑤融資利率・担保：無利子・無担保
- ⑥保証人：代表者保証（法人の場合）
- ⑦繰上償還：随時可・手数料無料
- ⑧取扱期間：平成26年3月末まで随時
- ⑨申込み先：県内の商工会議所又は商工会、（公財）福島県産業振興センター

●申込に当たってのご留意事項

- ①既に、1. の融資を受け、県内移転した方が、解除された移転元で事業再開する場合も2. の融資をご利用いただけます。
- ②本貸付制度は、暴力団等いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。
- ③本貸付制度は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を行う方や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種を営む方は利用できません。